

東京学芸大学メールマガジン発行規程の一部改正について

改正理由：事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うとともに文言の整理を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）は本学の諸活動に関する情報を<u>卒業生、在学生及び教職員等</u>（以下「卒業生等」という。）に提供するため、東京学芸大学メールマガジン（以下「メールマガジン」という。）を発行するものとする。 〔省略〕 (業務) 第3条 東京学芸大学メールマガジン編集委員会（以下「編集委員会」という。）は、メールマガジンを次に掲げる各号の通り、編集・発行するものとする。 (1) 原則として毎月第1週に1回発行するものとする。 (2) 他の関係部局の協力の下、本<u>規程</u>に従い、メールマガジンを編集・発行するものとする。 (組織) 第4条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 情報を所掌する副学長 (2) 学生を所掌する副学長 (3) 情報処理センター専任教員 (4) 情報基盤課長 (5) 学務課副課長 (6) <u>学生課キャリア支援室長</u> (7) 広報企画課副課長 (8) <u>総務課基金事務室長</u> (9) その他委員長が必要と認めた者	(趣旨) 第1条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）は本学の諸活動に関する情報を<u>在学生及び卒業生等</u>に提供するため、東京学芸大学メールマガジン（以下「メールマガジン」という。）を発行するものとする。 〔省略〕 (業務) 第3条 東京学芸大学メールマガジン編集委員会（以下「編集委員会」という。）は、メールマガジンを次に掲げる各号の通り、編集・発行するものとする。 (1) 原則として毎月第1週に1回発行するものとする。 (2) 他の関係部局の協力の下、本<u>ガイドライン</u>に従い、メールマガジンを編集・発行するものとする。 (組織) 第4条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 情報を所掌する副学長 (2) 学生を所掌する副学長 (3) 情報処理センター専任教員 (4) 情報基盤課長 (5) 学務課副課長 (6) <u>学生課副課長（キャリア支援室長）</u> (7) 広報企画課副課長 (8) <u>総務課副課長（基金事務室長）</u> (9) その他委員長が必要と認めた者

〔省略〕

(措置)

第8条 編集委員会は、第6条の各号のいずれかに該当すると判断したときは、メールマガジンの発行停止等必要な措置を講ずることができる。

〔省略〕

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、編集委員会の運営等に関し必要な事項は、編集委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

〔省略〕

(措置)

第8条 編集委員会は、第6の各号のいずれかに該当すると判断したときは、メールマガジンの発行停止等必要な措置を講ずることができる。

〔省略〕

(ガイドラインの改廃)

第13条 このガイドラインの改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第14条 このガイドラインに定めるもののほか、編集委員会の運営等に関し必要な事項は、編集委員会が別に定める。